

『少年院送致となるか・・・は、立ち直り支援に関わる支援ワーカーの存在の有無が大きい』

少年事件で初めて逮捕された少年の保護者の皆さんは、驚愕の中で、警察や家裁の連絡や呼び出しに右往左往されていることと思います。

(流れ) 逮捕→留置施設：取り調べ・最長 23 日間→鑑別所：観護措置・約 4 週間→審判

(審判：種類) ・不処分 ・保護観察 ・試験観察→終局審判 ・少年院

*非行の内容が重いと少年院、軽いと保護観察や不処分になるわけではありません。

裁判官や調査官は少年に罰を与えるために少年院送致としているわけではなく、少年の個性や環境を重視して、少年院にするのか社会での更生にするのかを選択しているのです。

*今まで、9年間、東京都の立ち直り支援を担当してきて見えてきたことは、現場で少年の立ち直りを支え続ける支援ワーカーの存在がいるかいないかが、審判における処遇決定に大変重要であるという点です。

【9分9厘少年院送致と見なされた審判が覆された何件かの事例から学んだこと】

- (1) 支援ワーカーは、本人・家族・先生・友人・恋人・職場の上司等から、それまでの親子やその他の人間関係・生活環境、並びに本人の特性等を丁寧に聴いた上で、今後の見通しを立てていきます。場合によっては、調査官の調査では見えない部分までもが見えてくることもあり、そのことが立ち直りに生かされたこともあります。
- (2) 少年院送致とならなかった場合、本人の更生の現場で支援ワーカーが継続して支援していく具体的な内容について意見書を作成します。意見書は、付添人（弁護士）を通して家裁に提出します。
- (3) 調査官と連絡を取り合い、本人の立ち直り支援に継続して関わることを伝えます。
- (4) 本人に、謝罪文や遵守事項の誓約書を書くように促して付添人を通して家裁に提出してもらいます。また、審判直前には、少年の真摯な思いや反省、今後の具体的な生き直しについて審判の場で説得力をもって語れるように準備します。
- (5) 審判当日、審判に出廷して、本人への支援の内容を具体的に陳述します。
- (6) 調査官やその他の方々が、児童精神科医の診察や診断につなげた方がいいという判断がでた時には、支援ワーカーは、信頼できる医師につなげます。
- (7) 保護者の相談にのっていくことで、不安な渦中におられる親ごさんに寄り添います。

《まとめ》

- ◆非行少年立ち直り支援の最大のポイントについて。裁判官や調査官は、本人と親ごさんが二度と事件は繰り返しませんと誓ったとしても、本人と親ごさんの言葉だけでは二度と事件を起こさないと信用出来るかどうか危惧しています。従って、支援ワーカーが継続して立ち直り支援に関わり続けることを表明することで、裁判官や調査官は、初めて社会で本人の様子をみてみようかという選択肢を検討し始めてくれることが最大のポイントです。
- ◆次に大切なことは、本人の更生に親ごさんが全力で打ち込もうとしているかどうか、親の姿勢・熱意を裁判官も調査官もともに見ていますので、親の全力投球の姿を行動で示すことが大事です。
- ◆早めにご相談を開始されますと、本人の面会の回数も増やせ、意見書も掘り下げた内容を書くことが出来ますし、付添人との打ち合わせや調査官との話し合いの回数も増やせます。意見書の提出も審判直前にならずに済むかと思えます。